

建設事業の評価について
(意見具申)

令和4年1月18日

大阪府建設事業評価審議会

1 令和3年度の審議

(1) 審議の経過

本審議は大阪府建設事業評価審議会規則第6条に則り、都市整備部会（以下部会）において再（再々）評価審議対象事業3件の対応方針（原案）について審議を行い、部会の審議の決議をもって大阪府建設事業評価審議会（以下審議会）の決議とした。

(2) 審議対象の基準

審議対象基準は、5ページのとおりである。

(3) 開催状況

部会の開催状況は、6ページのとおりである。

2 審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページの令和3年度各開催回の説明資料と議事概要等を参照されたい。

資料及び議事概要等については、以下の府のホームページに掲載している。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/enjihyoukabukai_r3/index.html)

なお、府の対応方針（原案）の定義は、4ページのとおりである。

(1) 再（再々）評価

次表に記載の3事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【街路事業】	
① 都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備促進事業	事業継続
② 都市計画道路大阪住道線街路事業	事業継続
【道路事業】	
③ 一般府道長尾八幡線（都市計画道路内里高野道線）道路改良事業	事業継続

3 付帯意見

2 件の審議対象事業と全体的な事業評価の進め方について、特に、今後留意すべき事項として意見を付した。

【①都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備促進事業】

〔対応方針（原案）について〕

当該事業は、事業区間 1.0km のうち 0.5km が「地震時に著しく危険な密集市街地」に位置付けられていることから、道路拡幅整備を行うことにより、延焼拡大の抑止や避難路、緊急車両等の通行を確保し、防災機能強化を目的としている。また、平成 19 年 3 月に一部区間が暫定整備済みであり、全事業区間が供用開始した際に、第二京阪道路や国道 163 号と接続することにより広域的な幹線道路ネットワークが強化され、物流の効率化や周辺道路の渋滞緩和が期待されることから、対応方針（原案）は「事業継続」としている。

〔審議結果と付帯意見〕

当該事業は、密集市街地の解消のため、現道拡幅することで、延焼拡大の抑止に寄与し、あわせて無電柱化することにより防災機能も強化されること、広域的な幹線道路ネットワークの形成により周辺道路の渋滞緩和に寄与すること、さらに費用便益比は 1 を大きく上回っていることから、対応方針（原案）どおり、「事業継続」とすることに異論はない。

ただし、平成 28 年度再評価時の全体事業進捗率が 6 %、現時点で 21% であることから、令和 12 年度に確実に供用開始できるよう、今後も関係市と連携・協力し、より一層の事業進捗を図られたい。

【③一般府道長尾八幡線（都市計画道路内里高野道線）道路改良事業】

〔対応方針（原案）について〕

当該事業は、新名神高速道路の令和 5 年度末全線開通に合わせて整備しており、国土軸へのアクセス強化に加え、府県間を繋ぐ広域的な幹線道路ネットワークの強化による周辺渋滞の緩和や、地域の活性化を図るとともに防災機能の向上を図ることを目的としている。また、接続する八幡京田辺インター線は暫定 2 車線で供用開始していることから、対応方針（原案）は「事業継続」としている。

〔審議結果と付帯意見〕

用地及び補償費などの増額により、全体事業費が大幅な増額となったが、依然として費用便益比が 1 を上回っていること、事業が着実に進められており、事業完成後に得られる幹線道路ネットワーク強化や防災機能向上に寄与する効果に変わりはないことから、対応方針（原案）どおり、「事業継続」とすることに異論はない。

広域的に波及効果の高い事業であることを鑑みて、事業完了後の事後評価にて、事業効果の発現状況等を丁寧に確認すること。

【全体的な事業評価の進め方について】

上記２件の事業では、用地取得における物件の補償費用について、事業着手前に、精緻な調査ができなため、建物種別による概算額を算出していたが、事業着手後に、物件の詳細調査で算出した補償費が、当初見込み額を上回ったため、結果として、全体事業費の大幅な増額に繋がった。

着手前の調査であることを踏まえると、概算額となることは、やむを得ないが、評価指標の一つである費用便益比にも大きく影響を及ぼす可能性がある。よって、今後新たに着手する事業において、用地取得における物件の補償を伴う場合の概算額の算出にあたっては、事業着手後に、補償費が大幅に増大することがないように、特に配慮すべきであり、可能な限り地域や建物の特性など、これまでの経験等のデータを体系的に整理するなどし、その精度を高める方法の検討に努めるよう求める。

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定 義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

大阪府建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	要綱第3条(1)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業(同第7条第1項第2号)	・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価 ・ 再々評価	府等が実施する総事業費10億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業(ただし、(※)に該当する事業は審議対象から除くことができる) (1)着工準備採択の年度を起点として5年を経過した時点で事業採択に至らない事業 (2)事業採択の年度を起点として5年を経過した時点で未着工の事業 (3)事業採択の年度を起点として10年を経過した時点で継続中の事業 (4)再評価実施後5年(下水道事業にあっては10年)を経過した時点で継続中又は未着工の事業 (5)事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕 ①事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合 ②総事業費が3割以上(総事業費が10億円未満の事業は3億円以上)増減する場合 ③その他、事業計画を大きく変更する場合 (※) 1)事業内容等から代替案の検討が困難な事業 2)評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業 (ア)事業費による工事進捗率が80%以上の事業 (イ)翌年度に完了予定の事業	・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 など

令和３年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
令和３年７月２７日	第１回 事業概要説明及び審議 都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備促進事業 都市計画道路大阪住道線街路事業
令和３年１０月５日 令和３年１０月１２日	現地視察 都市計画道路寝屋川大東線街路事業・延焼遮断帯整備促進事業 都市計画道路大阪住道線街路事業 一般府道長尾八幡線（都市計画道路内里高野道線）道路改良事業
令和３年１１月２日	第２回 府民意見等の募集結果・前回課題の追加説明・ 事業概要説明及び審議 一般府道長尾八幡線（都市計画道路内里高野道線）道路改良事業
令和３年１２月１６日	第３回 意見具申（案）の審議

令和3年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

- | | | |
|---|--------------------|--------------------------|
| ◎ | きたづめ けいいち
北詰 恵一 | 関西大学環境都市工学部 都市システム工学科 教授 |
| | きたの たかし
北野 隆志 | 弁護士 |
| | こたに まり
小谷 真理 | 同志社大学政策学部政策学科 准教授 |
| | こやま しんや
兒山 真也 | 兵庫県立大学 国際商経学部 教授 |
| | まえだ めぐみ
前田 恵美 | 公認会計士 |
| ○ | よこまつ むねた
横松 宗太 | 京都大学防災研究所 准教授 |
| | よこやま
横山 あおい | 有限会社エイライン 代表 |

(敬称略・50音順) ◎：会長 ○：会長代理

令和3年度 大阪府建設事業評価審議会 都市整備部会 委員名簿

- | | | |
|---|--------------------|--------------------------|
| ◎ | きたづめ けいいち
北詰 恵一 | 関西大学環境都市工学部 都市システム工学科 教授 |
| | きたの たかし
北野 隆志 | 弁護士 |
| | こたに まり
小谷 真理 | 同志社大学政策学部政策学科 准教授 |
| | こやま しんや
兒山 真也 | 兵庫県立大学 国際商経学部 教授 |
| | まえだ めぐみ
前田 恵美 | 公認会計士 |
| ○ | よこまつ むねた
横松 宗太 | 京都大学防災研究所 准教授 |
| | よこやま
横山 あおい | 有限会社エイライン 代表 |

(敬称略・50音順) ◎：部会長 ○：部会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/enjiyoukabukai_r3/index.html)

また、府政情報センター、事務局（都市整備部事業管理室事業企画課）に備え付けています。